

三中だより

令和5年度 9月号



令和5年9月20日発行
荒川区立第三中学校
(学校通信 No. 8)
校長 小柴 憲一

全国的にスピーキングテストの結果が思わしくない
スピーキングテストで高得点を取ると都立入試では有利になる

本校ホームページ上で、8月25日に全国学力・学習状況調査【英語「話すこと」】の調査結果と感想をアップロードいたしました。改めて学校だよりにてご説明申し上げます。

同調査は都立高等学校入学者選抜ではスピーキングテスト(ESAT-J)とっておりますので、以降はスピーキングテストと表記いたしますが、この調査は4月18日(火)に実施された国語・数学・英語の筆記調査とは別日に独立して実施されました。本校では5月11日(木)に実施しましたが、1クラスを3分割にして、1クラスの3分の1の子どもが調査会場である多目的室に移動して受け、1日がかりの調査となりました。

問題は5問ありますが、例えば以下のような問題です。

大問2 英語の授業で、ニュージーランドから来た留学生が環境問題についてのプレゼンテーションをしています。その発表やスライドの内容をもとにして、あなた自身の考えとその理由を英語で伝えましょう。1分間話す内容を考えたあと、30秒で話してください。メモを取ってもかまいません。それでは、プレゼンテーションを聞きましょう。

このような調査問題にマイク付きヘッドフォンを装着して取り組み、しばらく全員がヘッドフォンに聞き入っていたかと思うと、突然マイクに向かって皆ばらばらリズムで話し始めるのです。

●本校の平均正答率は26.0%

何と低いことでしょうか。100点満点のテストで平均26点というのと同じようなことです。

しかし、全国の平均正答率は12.4%で、低レベルながら本校は2倍以上の平均正答率だったということになるのです。

●本校で1問も正解しなかった解答者の割合は、なんと37.5%

3年生の3分の1以上が、5問ある問題で1問も正解しなかったのです。

しかし、全国で1問も正解しなかった解答者の割合は、63.1%もいるのです。全国では半数を大きく上回った3年生が1問も正解しなかったのです。

●つまり、全国的にスピーキングテストを苦手としているということ

スピーキングテストは始まったばかりですが、我が国の子どもたちは、英語に関して読むことや書くことはできても、やり取りしたり発表したりすることには過度な苦手意識をもっているということになります。

本校では少人数授業で、授業観察をしていると、もちろん書くこと・読むことをしていることもありますが、ペアを作ってやり取りをしたり、プレゼンテーションソフトを使って全員に発表したりしている姿をよく見ます。そして何より、子どもたちは意欲的にそれらの学習に取り組んでいるのです。

このような授業の成果が、今回の結果に表れているのかもしれませんが。

●ちなみに平均無解答率は、全国が19.4%に対して本校は7.9%

「自信がない」「発音することに抵抗がある」などの子どもたちは、マイクに向かって無言を続けることになってしまいますが、本校の場合はその割合は全国の半分以下になっています。

先のような授業の成果がこのようなデータにも表れているのです。

さて、スピーキングテストの結果が全国的に思わしくないということは、東京都においても同様の傾向があると考えられます。

都立学校の入学者選抜にはスピーキングテスト(ESAT-J)があり、今年度は11月26日(日)に指定の都立高校等を会場として実施されますが、多くの受験生が苦手意識をもっているのですから、ここで良い結果を出せばかなり有利になるということになります。

数学を得意とする人にとっては、難易度の低い問題では差を付けられないので悔しい思いをし、難しい問題が出題されたときに自分の特徴が発揮されたと喜ぶのと同じようなことです。

英語の授業で英語でのやり取りや発表に対して、今までのように一生懸命取り組み、「私はスピーキングが得意だ」としておけば、今の都立高等学校の入学選抜制度では有利な状況で2月末の学力検査に臨むことができることと思います。

(全国学力・学習状況調査スピーキングテストの結果の詳細については、本校HPをご覧ください。)

産業技術高等専門学校の特別推薦制度は2年生から始まる

この制度は3年目を迎えますので、大分定着してきたと思います。本校の1・2年生の子どもたちやその保護者の方もすでに同校の説明会に参加された方もいることと思います。本制度の昨年度の流れをお示しておきます。

第2学年		
12月	特別推薦受検希望者募集 学校より教育委員会へ報告	【報告基準】 1 卒業時まで荒川区立中学校に在籍の見込みがあること 2 基本的な生活習慣が確立している生徒 3 ものづくりに高い志があるもの 4 第2学年2学期の数学、理科、技術・家庭の評定合計が12程度の生徒 5 1校2名まで
3月	第1回スクーリング参加 会場：産業技術高等専門学校 ※スクーリングについては、2回の参加が必須条件	



第3学年		
7月	第2回スクーリング参加 会場：都立産業技術高等専門学校 ※スクーリングについては、2回の参加が必須条件	
10月	連携委員会に向けて、学校から教育委員会に必要書類を提出	
11月	連携委員会にて区内の2名の特別推薦受検者を選出 ※連携委員会には区立中学校の校長を含む教員は参加しない ※第3学年1学期の数学、理科、技術・家庭の評定合計12以上が望ましい	
1月 2月	出願・特別推薦入学選抜、可否確定 ※選考方法は、小論文、面接	

いじめをしてしまった子どもの保護者 いじめを傍観してしまった子どもの保護者はどうすればいいか

平成25年(西暦2013年)9月にいじめ防止対策推進法が施行されて、今月でちょうど10年になります。この法律が施行されて、いじめ問題は減少し始めたのではないかとされる保護者の方もいらっしゃるかもしれませんが、実は、文部科学省が毎年実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」、略して問題行動調査の結果では、いじめの発生件数は増加傾向にあります。

毎年、夏頃に文部科学省が同調査の結果をプレス発表し、各新聞社等が記事にすることにより、「なんでいじめが増えるんだ」「学校は何をやっているんだ」などの保護者や区民の方からのお声をいただくのですが、これは、同法のいじめの定義に対する理解が、学校現場で進んでいると捉えた方がよいと思います。

それでは、同法でいじめをどのように定義しているかという、以下のとおりです。

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

つまり、①行為の対象となった子どもが、②心身の苦痛を感じていたら「いじめ」となるのです。このように広く「いじめ」を定義する以上、それほど違法性の高くない行為も「いじめ」に該当してくることになります。ですから、先の調査件数も増加してくるといえるのは、いじめ行為が増加し続けているというより、学校側が積極的にいじめとして認知するようになってきているといえます。

ただし、このようにいじめを広く捉えると、いじめをしてしまった、あるいはそれを見て知っていた子どもの保護者の皆様にとっては、「子ども同士の些細な行為」と感じるものであっても「いじめ」に該当することになり、戸惑ってしまうことがあります。例えば、「少しからかったつもりだったけど相手を落ち込ませてしまった」「ふざけていたつもりだけど突然怒ってきた」「きっとあの子は傷ついているんだろうなと思っていたけど何も言えなかった」「孤独な思いをしているんだろうなと思ったけど手をさしのべることができなかった」ということはあり得ることだと思います。これらの例も、①行為の対象となった子どもが、②心身の苦痛を感じる行為であるならば、同法上は「いじめ」と認定することになります。後者の2例は、直接行為の対象となった子どもに何かをしているわけではありませんが、当該の子どもにとってみれば、行為をしている側と同じ立場と捉えるので、結果的にいじめ行為に荷担したということになってしまうのです。

一方で、いじめ事案が発生すると、被害者・加害者という立場ができます。

被害者となった子どもに対しては、学校は全力で保護をし、安心した学校生活を送れるよう、保護者の方とも相談しながら対応を進めます。

しかし、加害者となった子どもの保護者の方はどのように思われるでしょうか。

私は、いじめ事案が発生した場合、加害者となった子どもの保護者の方がどのような対応をされるかが、解決・解消の糸口だと思っています。

- ・数年前にあんなことをされたからこうなったんだ
- ・たかがこれだけのことで相手が騒ぎすぎなんだ
- ・よくあることで子ども同士の問題だ
- ・そんなことだったら話すこともできなくなる
- ・1回だけのことなんだから、謝ってしまえばそれで終わりだ
- ・1対1なんだからいじめではなくけんかだ

などのように、否定的であったり、軽視していたりすると、このいじめ問題は重大化していく恐れも生じてきます。教員の管理下では、いじめ行為は行われないでしょう。しかし、教員の管理下以外の場でさらにひどい、深刻ないじめ行為に発展する可能性があるのです。

確かに、いじめにも程度の差はあるかもしれませんが、しかし、いじめ行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じているのならば、たとえ数年前に逆にされることがあったとしても、今、苦痛を感じている子どもの状況を改善してあげることが真っ先にやることではないでしょうか。

また、被害を受けた子どもの保護者の方は、中学生という発達段階を考えたときに、「小学生じゃないんだから悪意があったに違いない」「意図的に周囲の人物を操っていたに違いない」「見ていた者たちも心で笑っていたに違いない」と感じることもあり得ます。

そう考えたとき、程度の差はあったとしても、否定的に捉えたり軽視したりしてはいけません。

いじめか否かよりも「何があったのか」に注視していただき、「いじめ」という言葉に過剰に反応せず、まずは我が子が何をしたのかを、落ち着いて適切に把握することが重要です。そのうえで、相手が心身の苦痛を感じた事実、保護者自身が真摯に向き合い、その姿勢を見せることによりお子さんが自分を冷静に振り返ることができるようにしてください。

ゆっくりとした口調で、「どのようなことをしたのか」「何か理由はあったのか」などを丁寧に聞き取り、仮に理由があったとしても、結果的に今心身に苦痛を感じているのは誰かに着目させ、「自分は相手を傷つけてしまった」ことを理解することにより、相手に苦痛を与えることになってしまったことの重大さに気づいていくのです。

さて、見ていて気づいていたけど何もできなかった、何も手をさしのべることができなかった子どもたち、いわゆる傍観者となった子どもの保護者の方は、「うちの子どもは何もしていない、だから悪く

ない」「うちの子どもは優しすぎるから何もできない」で終わらせないようにしてください。

心身に苦痛を感じていた子どもにとっては、一人対大勢と捉えており、その大勢の中の一人がそのような傍観者なのです。傍観者がいなくなれば、いじめ行為は根絶できると言い切る学者もいます。確かに自治能力があり秩序のあるグループ内ではいじめ行為は発生していません。

傍観者となってしまった保護者の方も、事実関係を落ち着いて聞いてあげ、なぜ何もできなかったのか、なぜ手をさしのべることができなかったのかを聞いてあげてください。そして、お子さんの状況によってはとても困難なことであっても、心身に苦痛を感じた子どもにとってはあなたも加害者の一人になってしまったことを、じっくりと話してあげてください。そして、お子さんと一緒に保護者の方も肩を落としてため息をつくほど悩み、後悔をしてもらいたいと思います。

いじめ防止対策推進法はいじめの定義の中に、「インターネットを通じて行われるものを含む」とありますが、区内でもSNS等による誹謗・中傷、画像・映像の拡散などが行われています。中には、うわさを誰かに送信して、そこからSNSなどで個人を中傷する内容が書き込まれたり、誰かに映像・画像を送信して、そこから拡散されたりする例もあります。個人を中傷するつもりはなくても、また映像・画像を拡散するつもりがなくても、誰かに送信してそこから広がってしまえば、発信の大元は、つもりがなかったその人ということになります。つまり、いじめ行為を引き起こした者ということになります。

学校では、毎年セーフティ教室などを開催して、警察署員などからSNSの危険性を学んだり、携帯電話会社の講座で安全な利用方法を教えてもらったりしていますが、子どもたちのスマートフォン等の使い方を見ているとやはり子どもであり、SNSの怖さを理解していない子どもが本校でも目につきます。

お子さんがSNSの利用により人権侵害行為を起こす前に、保護者の保護下であるお子さんのスマートフォン等の利用状況について責任をもって把握していただきたく存じます。

いじめ防止対策推進法施行から10年が経ち、いじめの定義が定着してきましたが、この定義を大人社会に当てはめたらどうでしょうか。上司と部下の関係や同僚同士など、ハラスメント行為を含めると、理不尽な、いわゆるいじめ行為が散見されていると聞きます。

「これが人間の性分なんだ」で終わらせたなら、何の問題の解決にも至りません。

少なくとも、今の子どもたちが、①行為の対象となった子どもが、②心身の苦痛を感じる行為であるならば、それは「いじめ」なんだということを理解し、傍観者にならないよう自分でできることをやっていく実践力などを身に付けてくれば、将来の社会からも理不尽ないじめ行為も減少していくのではないかと期待してしまいます。

お知らせ

- 女子バレーボール部新人シード権大会において以下の成績を収めました。
第3位
- 9月24日に開催される、「隅田川駅貨物フェスティバル2023」に以下の子どもたちがボランティアとして応募しました。
2年 荒巻 大和、桑田 悠愛、平塚 美羽、廣橋 拓海、佐々木 友花
3年 福岡 優太、本郷 結菜
- 第24回全日本障害者・高齢者フライングディスク大会において以下の成績を収めました。
【ディスタンス】メンズ・スタンディング 14歳以上 銀メダル 小野 高大
【アキュラシー】ディスリート・ファイブ 13歳以上 金メダル 小野 高大
- 第72回荒川区民体育大会バレーボール中学生女子の部で以下の成績を収めました。
第3位
- 第72回荒川区区民体育大会バドミントン中学男子シングルの部で以下の成績を収めました。
第1位 杉谷 天稀(1年)
第3位 矢合 潤成(2年)